第二十八号書式　（平10総府令47・全改、令２総省令129・一部改正）

普通恩給失権事由非該当申立書

1　刑に処せられたこと等に関する申立て
（次の該当する番号に○印をつけてください。）

公務員（旧軍人等）は｛(1)　退職（復員等）後／(2)　別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に｝

次の事項に該当したことがない。

・　３年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
・　在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
・　国籍を失ったこと。

2　再就職に関する申立て（次の該当する番号に○印をつけてください。）

公務員（旧軍人等）は退職（復員等）後、国家公務員、地方公務員共又は旧公共企業体（三公社）職員として勤務したことが｛(1)　ない。／(2)　ある。｝

（(2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。）

勤　務　期　間　　年　　月　～　　年　　月

勤務先・官職名

勤　務　期　間　　年　　月　～　　年　　月

勤務先・官職名

（上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族（共済）年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。）

証書記号番号・年金コード

証書の発行機関

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名